

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
<p>【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</p> <p>(1) 本マニュアルは、全ての預金等受入金融機関を対象としている。「預金等受入金融機関」とは、次に掲げる金融機関その他の預金等を受け入れる金融機関を指し、保険会社等は含まないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行 ・ 信用金庫及び信用金庫連合会 ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会 ・ 労働金庫及び労働金庫連合会 ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会 ・ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ・ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 ・ 農林中央金庫 ・ 上記の金融機関の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。） ・ 外国銀行の在日支店 <p>なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）の検査を行う際には、兼営法により金融機関が信託業務の兼営を認められた趣旨を踏まえ、銀行業務と信託業務の区分を明確に意識し、銀行業務に関しては本マニュアルに基づき、また、信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）に基づき、検査を実施する必要があることに留意する。</p> <p>また、金融機関とその業務に関して取引する者又は当該金融機関を子会社とする持株会社に対して検査を行う場合も、本マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。</p>	<p>【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</p> <p>(1) 本マニュアルは、全ての預金等受入金融機関を対象としている。「預金等受入金融機関」とは、次に掲げる金融機関その他の預金等を受け入れる金融機関を指し、保険会社等は含まないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行 ・ 信用金庫及び信用金庫連合会 ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会 ・ 労働金庫及び労働金庫連合会 ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会 ・ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ・ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 ・ 農林中央金庫 ・ 上記の金融機関の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。） ・ 外国銀行の在日支店 <p>なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）の検査を行う際には、兼営法により金融機関が信託業務の兼営を認められた趣旨を踏まえ、銀行業務と信託業務の区分を明確に意識し、銀行業務に関しては本マニュアルに基づき、また、信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）に基づき、検査を実施する必要があることに留意する。</p> <p>また、金融機関とその業務に関して取引する者又は当該金融機関を子会社とする持株会社に対して検査を行う場合も、本マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。</p> <p style="background-color: #ffffcc; padding: 5px;">ただし、本マニュアルのうち「金融円滑化編チェックリスト」については、上記にかかわらず、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する</p>

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
	<p>法律（以下「中小企業者等金融円滑化法」という。）第2条第1項に規定する金融機関を対象とする。</p> <p>（2） 「金融円滑化編チェックリスト」については、検査において金融の円滑化及び中小企業者等金融円滑化法の実効性確保のために特に留意すべき項目を整理し、着眼点を明確化するために策定したものである。なお、金融の円滑化は、金融機関の重要な役割の一つであることから、同法の期限が到来した後の検査においても、一般的に金融円滑化に資する部分は当該チェックリストが適用される。¹</p> <p>当該チェックリストには、金融円滑化の性質上「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」や「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」等に記載された検証項目と重複する部分がある。</p> <p>なお、他のチェックリストと同様、当該チェックリストの各チェック項目の水準の達成が金融機関に直ちに義務付けられるものではない。当該チェックリストの適用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。また、金融機関が経営判断で決すべき個別の与信判断の是非には介入しないよう留意する必要がある。</p> <p>したがって、当該チェックリストのチェック項目に記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。</p> <p>また、当該チェックリストにおける「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」、「金融円滑化マニュアル」は、必ずしも明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な方針等を策定する必要はなく、複数の部門等において定められる複数の方針等において、定められていればよいことに留意する必要がある。</p> <p>さらに、当該チェックリストにおける「金融円滑化管理責任者」が信用リスク管理部門等他の部門の職員（管理者を含む。）を兼務することがあることに留意する必要がある。</p> <p>1 金融円滑化編チェックリストのうち、I. 1. ②ト.、II. 1. (1)②ル. 及び</p>

金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）新旧対照表

現行	改定案
<p>(2) 本マニュアルは、原則として会社法上の監査役（会）設置会社である銀行を念頭において記述されている。金融機関の種類によってはチェック項目に法令上必ずしも求められない事項が含まれていることに留意する。 ①～③ (略)</p> <p>(3) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、金融機関に対してベスト・プラクティスとして期待される項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成することを求めるものではなく、当該金融機関の業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。</p> <p>(4) 本マニュアル中の用語については以下による。 ①～⑨ (略)</p>	<p>ヲ、 II. 1. (1)③ト、 II. 1. (2)① (ii)、 II. 1. (2)④、 III. 1. ③及び④、 III. 2. ③ (viii) 及び (ix) については、中小企業者等金融円滑化法の失効に伴い、その効力を失う。ただし、同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するとされた同法4条第1項に規定する申込み、同条第2項に規定する確認及び同条第3項に規定する求め並びに第5条第1項に規定する申込みに係る事案については、法失効の日後もなおその効力を有する。</p> <p>(3) 本マニュアルは、原則として会社法上の監査役（会）設置会社である銀行を念頭において記述されている。金融機関の種類によってはチェック項目に法令上必ずしも求められない事項が含まれていることに留意する。 ①～③ (略)</p> <p>(4) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、金融機関に対してベスト・プラクティスとして期待される項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成することを求めるものではなく、当該金融機関の業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。</p> <p>(5) 本マニュアル中の用語については以下による。 ①～⑨ (略)</p>